006GCUSN

941273

関東
財務局接受
18. 3. 29
統証第 号

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【提出書類】	変更報告書 No. 15
【根拠条文】	法第 27 条の 25 第 1 項
【提出先】	関東財務局長殿
【氏名又は名称】	弁護士　神谷　光弘
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー21 階 スキャデン・アープス法律事務所
【報告義務発生日】	平成 18 年 3 月 22 日
【提出日】	平成 18 年 3 月 29 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4
【提出形態】	その他

第 1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	ヤフー株式会社
会社コード	4689
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区六本木 6 丁目 10 番 1 号

第 2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ヤフー　インク （Yahoo! Inc.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 94089 カリフォルニア州 サニーベール ファーストアベニュー701 （701 First Avenue, Sunnyvale, California 94089, U.S.A.）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1995年3月5日
代表者氏名	テリー・セメル
代表者役職	チェアマン、最高経営責任者
事業内容	グローバル・インターネット・サービス・プロバイダー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー21階 スキャデン・アープス法律事務所 弁護士　熊木　明
電話番号	03-3568-2600

(2)【保有目的】

安定株主。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	10,107,704株	−	−
新株引受権証書（株）	A　−	−	G　−
新株予約権証券（株）	B　−	−	H　−
新株予約権付社債券（株）	C　−	−	I　−
対象有価証券カバードワラント	D　−	−	J　−
株券預託証券	−	−	−
株券関連預託証券	E　−	−	K　−
対象有価証券償還社債	F　−	−	L　−
合計（株）	M　10,107,704株	N　−	O　−
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　−		
保有株券等の数（総数） （M+N+O-P）	Q　10,107,704株		
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R　−		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 18 年 3 月 17 日現在）	S　　30,226,018.56 株
上記提出者の株券等保有割合（%）（Q/(R+S)×100）	33.44%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	33.45%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

該当なし。

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者及びソフトバンク株式会社間で保有株券につき、相互に相手方に先買権を付与する合意がある。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（T）（千円）	1,813,025
借入金額計（U）（千円）	0
その他金額計（V）（千円）	0
上記（V）の内訳	株式分割で取得（7,083 株）、株式分割で取得（28,370 株）、合併により取得（1,600 株）、株式分割で取得（118,356 株）、株式分割で取得（157,808 株）、株式分割で取得（315,616 株）、株式分割で取得（631,232 株）、株式分割で取得（1,262,464 株）、株式分割で取得（2,524,928 株）、株式分割で取得（5,049,856 株）、会社解散に伴う残余財産の分配による取得（7,992）
取得資金合計（千円）（T+U+V）	1,813,025

②【借入金の内訳】

該当なし

2【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者/1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	オーバーチュール　サーチ　サービス　ホールドコ　アイルランド　リミテッド（Overture Search Services Holdco (Ireland) Ltd.）

住所又は本店所在地	アイルランド　ダブリン1　ノースウォールクウェイ　インターナショナルファイナンシャルサービスセンター（International Financial Services Centre, North Wall Quay, Dublin 1）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2000年4月5日
代表者氏名	ジェフ・アークレイ
代表者役職	取締役
事業内容	投資業、持株会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー21階 スキャデン・アープス法律事務所 弁護士　熊木　明
電話番号	03-3568-2600

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	24,161株	—	—
新株引受権証書（株）	A　—	—	G　—
新株予約権証券（株）	B　—	—	H　—
新株予約権付社債券（株）	C　—	—	I　—
対象有価証券カバードワラント	D　—	—	J　—
株券預託証券	—	—	—
株券関連預託証券	E　—	—	K　—
対象有価証券償還社債	F　—	—	L　—
合計（株）	M　24,161株	N　—	O　—
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　—		
保有株券等の数（総数）（M+N+O-P）	Q　24,161株		
保有潜在株式の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R　—		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年3月17日現在）	S　　30,226,018.56株
上記提出者の株券等保有割合（%）（Q/(R+S)×100）	0.08%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	0.08%

3【共同保有者/3】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ソフトバンク株式会社
住所又は本店所在地	〒105-7303 東京都港区東新橋1丁目9番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和56年9月3日
代表者氏名	孫　正義
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	ブロードバンド・インフラ事業、固定通信事業、イーコマース事業等デジタル情報産業全般

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ソフトバンク株式会社　財務部　高田　浩一郎
電話番号	03-6889-2260

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	12,426,912株	—	—
新株引受権証書（株）	A —	—	G —
新株予約権証券（株）	B —	—	H —
新株予約権付社債券（株）	C —	—	I —
対象有価証券カバードワラント	D —	—	J —
株券預託証券	—	—	—
株券関連預託証券	E —	—	K —
対象有価証券償還社債	F —	—	L —
合計（株）	M 12,426,912株	N —	O —
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P —		
保有株券等の数（総数）（M+N+O-P）	Q 12,426,912株		
保有潜在株式の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R —		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株）（平成18年3月17日現在）	S 30,226,018.56株
上記提出者の株券等保有割合（%）（Q/(R+S)×100）	41.11%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	41.86%

4【共同保有者/4】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	BBテクノロジー株式会社
住所又は本店所在地	〒105-7304 東京都港区東新橋1丁目9番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2000年5月16日
代表者氏名	孫　正義
代表者役職	代表取締役
事業内容	ADSL事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	BBテクノロジー株式会社　資金部　清水　哲也
電話番号	03-6889-1198

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	47,000株	−	−
新株引受権証書（株）	A　−	−	G　−
新株予約権証券（株）	B　−	−	H　−
新株予約権付社債券（株）	C　−	−	I　−
対象有価証券カバードワラント	D　−	−	J　−
株券預託証券	−	−	−
株券関連預託証券	E　−	−	K　−
対象有価証券償還社債	F　−	−	L　−
合計（株）	M　47,000株	N　−	O　−
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　−		
保有株券等の数（総数）（M+N+O-P）	Q　47,000株		
保有潜在株式の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R　−		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株）（平成18年3月17日現在）	S　30,226,018.56株
上記提出者の株券等保有割合（%）（Q/(R+S)×100）	0.16%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	−

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) ヤフー インク（Yahoo! Inc.）

(2) オーバーチュール サーチ サービス ホールドコ アイルランド リミテッド（Overture Search Services Holdco (Ireland) Ltd.）

(4) ソフトバンク株式会社

(5) BBテクノロジー株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	22,605,777株	—	—
新株引受権証書（株）	A —	—	G —
新株予約権証券（株）	B —	—	H —
新株予約権付社債券（株）	C —	—	I —
対象有価証券カバードワラント	D —	—	J —
株券預託証券	—	—	—
株券関連預託証券	E —	—	K —
対象有価証券償還社債	F —	—	L —
合計（株）	M 22,605,777株	N —	O —
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P —		
保有株券等の数（総数）（M+N+O-P）	Q 22,605,777株		
保有潜在株式の数（A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L）	R —		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株）（平成18年3月17日現在）	S 30,226,018.56株
上記提出者の株券等保有割合（%）（Q/(R+S)×100）	74.79%
直前の報告書に記載された株券等保有割合（%）	75.39%

Power of Attorney

ALL PEOPLE PRESENT NOTE that Yahoo! Inc., a corporation organized and existing under the laws of Delaware, with its head office at 701 First Avenue, Sunnyvale, California 94089, U.S.A. (the "***Company***"), does hereby make, constitute and appoint each of Messrs Mitsuhiro Kamiya and Akira Kumaki, attorneys-at-law, with their office at Skadden Arps Law Office, Izumi Garden Tower 21F, 1-6-1, Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6021, its true and lawful attorney-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file such reports as provided under Title 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) (*Shoken Torihikihou, Dai 2-Shou-no-3*) entitled "Disclosure of Circumstances Concerning Significant Holding of Shares, etc." (*"Kabuken-Tou no Tairyou Hoyuu no Joukyou ni Kansuru Kaiji"*), in relation to its shareholding in Yahoo Japan Corporation, and to supplement and/or amend said report;

2. To receive from the ministries and/or agencies of the Japanese Government any and all notice, orders, communications, verbal or written, or other documents addressed to it pertaining to the foregoing;

3. To prepare and file with the appropriate ministries and/or agencies of the Japanese Government any report, notices, communications or other documents required by or desirable under the laws to be filed in connection with the foregoing; and

4. To appoint and dismiss one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in Paragraphs 1 through 4 hereof.

IN WITNESS WHEREOF, Yahoo! Inc., has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by the undersigned on December 21 , 2005.

Yahoo! Inc.

By: [signature]

Name: Michael J. Callahan
Title: SVP and General Counsel

107514

（訳文）

委 任 状

本書面によって、デラウェア州法を準拠法として設立され、アメリカ合衆国 94089 カリフォルニア州サニーベール、ファーストアベニュー701 に本店を有するヤフー　インク（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタータワー21 階に所在するスキャデン・アープス法律事務所の弁護士神谷光弘氏及び熊木明氏を各々正当かつ適法な代理人として定め、下記の行為をなす権限を委任する。

1．　当社のヤフー株式会社の株式の保有に関して、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有に状況に関する開示」に定める各種報告書の作成、提出、補足又は変更をすること。

2．　日本国政府の省庁から書面又は口頭による前述の事項に関するあらゆる通知、命令、連絡又はその他の書面を受領すること。

3．　前述の事項に関し、法律に基づき提出することが要求され又は望ましいとされる報告書、通知書、連絡又はその他の書面を作成し、所管の日本国政府省庁に提出すること。

4．　第 1 項乃至第 4 項において付与される全ての権限に関して当社の代理人として、復代理人を選任又は解任すること。

上記を証するために、当社は、平成 17 年 12 月 21 日、下記署名者をして本委任状に署名せしめた。

ヤフー　インク

（署　　　　　　　　　　名）
マイケル　ジェイ　キャラハン
シニア・ヴァイス・プレジデント＆ジェネラル・カウンセル

以上正訳しました。

平成 18 年 1 月 11 日
スキャデン・アープス法律事務所
弁護士　熊木　明　（弁護士熊木明之印）

118768.01-Tokyo Server 1A - MSW